

意見書

平成 25 年 8 月 5 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 株式会社ウィルコム
だいひょうとりしまりやく みやうち けん
代表取締役社長 宮内 謙

「電気通信事業分野における競争状況の評価 2012(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

| 領域 | 頁 | 意見 |
|-------------------------------------|----|--|
| | | <p>回)の資料7-2「移動通信トラヒックの将来動向」において、今後本格的にスマートフォンを利用していくユーザのトラヒック需要は年間1.77倍で推移するとの推計にもあるように、スマートフォン普及に伴いトラヒックは急増しています。加えて、移動体各社は、高速なLTEサービスの展開を進めているところであり、スマートフォンの料金を単純にフィーチャーフォンと比較するのは適切ではなく、こうした急増するトラヒックやサービスの普及状況を踏まえて考察すべきと考えます。</p> <p>以上より、各社は様々な要因を考慮しつつ料金競争を一定程度進展させているものと考え、料金設定については、引き続き、事業者間の競争に委ねるべきと考えます。</p> |
| <p>第1編 定点的評価 第3章 データ通信(固定系)</p> | 40 | <p>【総務省案】</p> <p>第2節 FTTH市場の分析及び競争状況の評価</p> <p>2-3 サービス変更コスト(解約手数料等サービス変更に関する利用者の意向)</p> <p>(4) なお、移動体データ通信サービスを合わせて利用しているFTTHサービス利用者のうち、「移動体データ通信回線があれば固定ブロードバンド回線は不要である」または「将来的に不要となる」と回答した利用者は11.2%となっている。</p> <p>【意見】</p> <p>本評価結果案の利用者アンケート結果においても、移動体データ通信回線の利用により固定ブロードバンド回線が不要と回答した利用者は11%あまりに留まっていますが、移動系データ通信と固定系データ通信は、モビリティの観点による両者の利用形態の違いから状況によって使い分けられていると想定され、相互の需要代替性の存在は現時点では認められないと考えます。従い、次年度においても、移動系データ通信と固定系データ通信は別市場として画定することが適当であると考えます。</p> <p>また、今年度は利用者の意識を調査されていますが、次年度においては実際の利用実態調査として、利用者によって3.9Gと固定ブロードバンド回線がそれぞれ使い分けられているかどうかを明らかにすべく、両サービス共に契約している利用者の割合をアンケート調査することを検討頂きたいと考えます。</p> |
| <p>第1編 定点的評価 第3章 データ通信(固定系)</p> | 47 | <p>【総務省案】</p> <p>第2節 FTTH市場の分析及び競争状況の評価</p> <p>3-2 NTT東西加入電話によるFTTH市場へのレバレッジの懸念関係</p> |

| 領域 | 頁 | 意見 |
|--------------------------|----|---|
| | | <p>(5) ブロードバンド回線の変更に至るまでの利用者の選択の過程には様々な要因があるが、利用者アンケートによれば、割引や料金の低廉さが第一であると考えられる。その上で、固定電話を変更した利用者がブロードバンド回線としてNTT(FTTH)を選択する割合を見ると決して高いとは言えず、NTT東西加入電話によるFTTH市場へのレバレッジは明示的には見られなかった。ただし、上記の分析はもっぱら利用者へのアンケートの依拠しており、十分に幅広い側面から分析できているとは言いがたい。</p> <p>【意見】</p> <p>今年度のレバレッジ懸念に対する「NTT東西加入電話によるFTTH市場へのレバレッジは明示的には見られなかった」という評価結果案は、上記にも記載があるようにあくまで利用者アンケートの結果に基づき判断されたものであると認識しています。弊社共としましては、現状を客観的に捉えた場合、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、合わせて「NTT東西殿」という。)は、NTT東西加入電話の契約者情報等を、FTTH販売促進のための営業活動に利用し得る環境にあるという事象のみを以ってしても、レバレッジの懸念は生じ得るのではないかと危惧しています。現在はメタルから光へのマイグレーションの最中にあることから、次年度以降も引き続き、固定系データ通信市場の評価の勘案要素としてレバレッジ懸念を分析していくべきと考えます。</p> <p>また、NTT東西殿の116窓口において、NTT東西殿が接続業務で取得している顧客情報を基に、フレッツ光サービスへの勧誘を行うといった不適切な営業行為(以下、「116勧誘」という。)が継続的に生じているところであり、2013年7月に弊社共が行った、Yahoo!BBサポートセンターへ引越しのご連絡があったユーザに実施したアンケート結果では、約52%の利用者がフレッツ光サービスの勧誘を受けたと回答しており、事態は改善されていません。</p> <p>レバレッジ懸念に関しては、116勧誘に見られる不適切な営業行為等も含めた幅広い視野に立ち、現政策により公正競争環境が確保されているかを検証するという観点から、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」においても、併せて検証することが適当と考えます。</p> |
| 第1編 定点的評価 第3章 データ通信(固 | 28 | <p>【総務省案】</p> <p>第2節 FTTH市場の分析及び競争状況の評価</p> |

| 領域 | 頁 | 意見 |
|-----|----|---|
| 定系) | 48 | <p>第1項 基本データ(供給側データ)の分析</p> <p>1-3 都道府県別の競争状況</p> <p>(3) アクセス回線の事業者間取引</p> <p>③ NTT東西が保有する光ファイバ回線数(未利用の回線を除く。以下同じ)に占める貸出回線数の割合(2012年度末時点)を見ると、当該割合の全都道府県の平均は9.2%であり、昨年度の5.8%から増加傾向にある。また、東京都、愛知県等の都市部及び近畿地方等を除く31県では、対前年度末比で貸出回線数が2倍以上の伸びを示している。なお、KDDIは、NTT東西との事業者間取引を活用すること等により、2012年1月には東日本及び西日本の複数の地域においてFTTHのサービス提供エリアを拡大しているところである。</p> <p>第4項 競争状況の評価</p> <p>7. また、戦略的評価で述べるように、NTT東西以外の事業者は、グループ内外で固定通信と移動通信を組み合わせた割引サービス等を積極的に展開するなど、新たなサービス競争が進展している。</p> <p>12. NTT東西は全国でシェアを落としており、電力系は近畿地方を除く西日本でシェアを落としている。これらNTT東西及び電力系がシェアを落とした都道府県は、KDDIが新たにFTTHアクセスサービスを展開したエリアであり、サービス競争が一定程度進展してきている。</p> <p>【意見】</p> <p>本評価結果案では、「NTT東西及び電力系がシェアを落とした都道府県は、KDDIが新たにFTTHアクセスサービスを展開したエリアであり、サービス競争が一定程度進展してきている」とされていますが、実態はあくまで既存事業者間での競争が主体であり、新規参入事業者を含めた競争が進展している訳ではありません。既存事業者間の競争をとっても、地域毎の分析では多少進展が見られるものの、全国で見た場合のNTT東西殿のシェア自体は、.ほぼ横ばいの状態が継続しています。また、NTT東西殿が保有する光ファイバ回線数に占める貸出回線数の割合は昨年度と比較して増加傾向となっていますが、前述のFTTH市場のシェアに占める事業者にはほぼ変化がないことを踏まえると、借り入れの多くは既存事業者に因るものと想定されます。以上よ</p> |

| 領域 | 頁 | 意見 |
|---|-------------------------------|--|
| | | <p>り、今年度の評価においては、現在のサービス競争は既存事業者間のみの限られた範囲で進展しているものであり、新規参入事業者を含む競争の進展には課題があることを明記頂きたいと考えます。</p> <p>なお、次年度においては、新規参入事業者を含む競争が未だ進展していない要因や、NTT東西殿による貸出回線の用途別割合(戸建て・ビジネス・集合住宅別)等について、精緻に分析頂きたいと考えます。</p> |
| <p>第1編 定点的評価 第1章 データ通信(移動系)</p> <p>第2編 戦略的評価 第1章 移動系通信市場における新規参入事業者の事業環境(供給側)</p> | <p>31</p> <p>11</p> <p>19</p> | <p>【総務省案】</p> <p>第2項 移動系データ通信市場の分析</p> <p>2-2-3 サービス変更コスト (SIMロック解除の普及状況)</p> <p>図表 I-31のとおり、利用者アンケート結果によれば、SIMロックの認知度は「聞いたことはある」も含めれば74%程度であったのに対し、SIMロック解除の意向のある利用者は「将来解除予定」を含めても14%程度にとどまった。</p> <p>第2節 移動系通信市場における新規参入事業者の事業環境の分析</p> <p>第3項 料金・サービス面から見たMNO/MVNOの比較</p> <p>【図表VI-12 MNO/MVNOのサービス変更コストの構成要素】</p> <p>(略)</p> <p>第3節 まとめ</p> <p>3. サービス変更コストについて、</p> <p>① MNOからMNO等に移行する場合であって、SIMロック解除に応じていない場合やSIMロック解除に応じているが通信方式が異なる場合、</p> <p>② MVNOからMNOに移行する場合であって、SIMロック解除端末等を保有しており通信方式が同じ場合とを比較すると、①が②よりも高い結果となった。</p> <p>これはSIMロック解除端末等をそのまま使用できる場合は新たな端末の購入が不要であるのに対し、SIMロック解除に応じて</p> |

| 領域 | 頁 | 意見 |
|-----------|----|---|
| | | <p>いない場合や転出元と転入先の通信方式が異なる場合には、サービス変更時に端末の再購入が必要となることが大きな理由である。ただし、サービス変更先がMNOである場合は、端末購入費を含む総コストはキャンペーン等によって減殺されることが多い。</p> <p>4. このようにMNOからのサービス変更コストは相対的に高く、MNOサービスとMVNOサービスの間には現時点では需要の代替性が十分に確保されていない可能性があることから、今後とも両サービスの利用動向やサービス実態について注視していく必要がある。</p> <p>【意見】</p> <p>本評価結果案のまとめ「3. サービス変更コストについて」の中で、SIMロック解除端末をそのまま利用できる場合は新たな端末の購入が不要となるため、サービス変更時に旧端末を継続利用することを想定した比較が為されていますが、SIMロック解除の意向者が14%程度に留まるとの利用者アンケートの結果からも分かる通り、サービス変更時には、端末を含めて買い替えることが一般的で、SIMだけを新たに購入し、旧端末を利用したいというニーズはそもそも少ないものと想定されます。また、ここで比較されている二者は、MNOにおいてはSIMロック解除が不可である場合、MVNOにおいてはSIMロック解除が可能である場合と、特定のケースが扱われています。</p> <p>以上のように、上記比較はある特定の側面のみを切り出した分析であるため、「MNOからのサービス変更コストは相対的に高く、MNOサービスとMVNOサービスの間には現時点では需要の代替性が十分に確保されていない可能性がある」とする評価は、全体を俯瞰した評価とは言い切れないと考えます。従い、上記評価はある側面のみを捉えたものと位置付け、この評価を以って今後の全般的な政策に繋げるというようなことが無いようにして頂きたいと考えます。</p> <p>なお、上述の比較の前提となっているSIMロック解除については、通信方式や利用周波数帯の違いにより、現時点において市場全体で機能する環境が整っていないため、SIMロック解除における今後の政策を考える際にはその点を考慮頂きたいと考えます。</p> |
| 第2編 戦略的評価 | 19 | 【総務省案】 |

| 領域 | 頁 | 意見 |
|---------------------------------------|----|--|
| 第1章 移動系通信市場における新規参入事業者の事業環境(供給側) | | <p>第3節 まとめ</p> <p>7. 今後の移動系通信市場におけるMNOの果たす役割や重要性を判断するに際しては、MVNOの市場参入動向、事業者の属性や提供サービス内容(MNOとの対比を含む。)等について引き続き注視していくことが必要であり、そのためには、電気通信事業報告規則に基づく事業者からの提出データや事業者アンケートによる回答データ等を通じた、より詳細な分析について検討することが必要である。</p> <p>【意見】</p> <p>2013年7月5日より意見募集が行われている「電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案」により、届出を要するMVNOが法令上明確化されることとなっていますが、固定回線とのセット販売・位置情報サービス・法人回線へのアクセス提供等、現状においても仮想移動電気通信サービスは様々であり、届出を要しない電気通信事業者による提供も含めて、今後も多様なサービス展開が期待される場所です。従い、今後、MVNO市場を俯瞰した分析・評価を行うためには、今年度対象とした範囲と同様、必ずしも法令上の「MVNO」の定義に捉われず、「MNOの無線ネットワークを活用して多様なサービスを提供する」という本来の仮想移動電気通信サービスの趣旨を勘案して、広く競争状況を把握・分析していくことが必要と考えます。</p> |
| 第2編 戦略的評価 第2章 市場間の連携サービスの利用動向(需要側) | 18 | <p>【総務省案】</p> <p>第5節 まとめ</p> <p>7. もう一つの代表的な市場間の連携サービスとして取り上げた「移動系通信+固定系通信」型の連携サービスについては、急速な立ち上がりを見せてはいるものの、未だ利用者数では移動系通信・固定系通信の各市場へのインパクトは限定的である。</p> <p>【意見】</p> <p>「移動系通信+固定系通信」型の連携サービスの利用割合は2.9%であることから、移動系通信・固定系通信の各市場へのインパクトは限定的と評価されていますが、その代表的サービスである「au スマートバリュー」の提供が開始されて1年あまりしか経</p> |

| 領域 | 頁 | 意見 |
|---|-----------|--|
| | | <p>過していないことに鑑みると、連携サービスについては今後も引き続き分析対象として注視頂くことを要望します。</p> |
| <p>第2編 戦略的評価 第2章 市場間の連携 サービスの利用動向(需 要側)</p> | <p>19</p> | <p>【総務省案】 第5節 まとめ</p> <p>7. また、移動系通信・固定系通信の連携サービスを広義で捉えた場合、料金収納業務の一本化なども含まれうることから、改めて連携サービスの範囲を検討した上で、個別の市場への影響について分析を行っていく必要がある。</p> <p>【意見】 本評価結果案の通り、移動系通信・固定系通信の連携サービスを広義で捉えた場合には、料金収納業務の一本化も連携サービスに含まれうると考えます。 弊社共が民間調査会社に委託し、料金収納業務の一本化の利用意向等について独自にアンケート調査*を実施したところでは、約57%の人が料金収納業務の一本化を利用したいと回答したという結果が出ています。このことから、料金収納業務の一本化は利用者の事業者選択に一定程度の影響を与えることが推測でき、関連する複数市場に影響を与える可能性が考えられます。 従い、次年度以降において、料金収納業務の一本化を連携サービスの一形態として位置付け、各市場への影響等を分析・評価頂くことについて賛同します。 ※「一括請求に関する調査」(弊社共から民間調査会社に委託) 調査手法: Web調査、対象者: 20～69歳の男女、サンプル数: 1,500ss、実施期間: 2013年1月28日～1月29日</p> |
| <p>「電気通信事業分野に おける競争状況の評 価」の在り方全般につい て</p> | <p>-</p> | <p>【意見】 1. 事業者のデータの取扱い 現状、事業者のデータを利用する際、その取扱いについては配慮頂いているところではありますが、今後においても引き続き、開示の対象を各社公表データに留める等、事業者の事業活動への影響に十分配慮頂くことを要望します。 2. アドバイザリーボードの公開</p> |

| 領域 | 頁 | 意見 |
|----|---|---|
| | | <p>今年度においては、4回開催されたアドバイザリーボードのうち3回を公開して頂き、本政策の評価対象事業を営む電気通信事業者自身が、その場における議論や評価プロセスを一定程度把握することが出来、有意義であったと考えます。透明性確保の観点から、今後においても、可能な限り公開して頂くことを要望します。</p> |

以上